

業務委託契約書^(案)

1. 委託業務 電気機械設備（ポンプ・ブローア類）定期保守点検（R7）
2. 委託場所 沖縄県水産海洋技術センター石垣支所
3. 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
ただし、翌年度以降においてこの契約に係る予算の減額または削除があった場合、甲は契約を解除できるものとする。
4. 業務委託料 年額 金 円（うち消費税 円）
5. 契約保証金 契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。ただし、沖縄県財務規則（昭和47年規則第12号）第101条第2項に該当すると認められるときは、免除することができる。

上記の委託業務について沖縄県水産海洋技術センター石垣支所長 木村 基文 を甲とし、を乙とし、次の条項により業務委託契約を締結する。

（総 則）

第1条 乙は、別添「沖縄県水産海洋技術センター石垣支所電気機械設備（ポンプ・ブローア類）定期保守点検業務特記仕様書」（以下「特記仕様書」という。）及び建築保全共通仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修の最新版）（以下「共通仕様書」という。）に基づき頭書の業務委託料（以下「委託料」という。）を以て頭書の委託期間、頭書の業務（以下「業務」という。）を履行する。

（支払条件）

第2条 契約期間の委託料月額 金 円（うち消費税 円）を乙は、毎月末日を以て当月分委託料を甲に請求し、甲はその30日以内にこれを支払うものとする。

（委託料の変更）

第3条 委託料は、経済情勢、物価、賃金などに変更が生じたとき、また内容を変更したときは、本契約の期間中といえども変更できるものとし、甲、乙協議して改定するものとする。

（再委託の禁止）

第4条 乙は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に委託又は代行させてはならない。

（業務内容）

第5条 この契約の範囲と業務の内容は次のとおりとする。
(1) 別添特記仕様書及び共通仕様書により定める設備の定期保守管理。
(2) 1ヶ月に1回、履行場所にて業務を行い、呼び出し及び突発事故の際はその都度、適切な処置を行う。
(3) 小修理、応急処置、技術指導、コンサルタントを行う。
(4) 台風の暴風圏に入った場合は、台風通過後すみやかに定期保守点検を行う。

（業務報告）

第6条 乙は、業務の実施に当たり、定期報告書を毎月1回甲に提出する他、管理上必要な事項は遅滞なく甲に報告する。甲は、随時管理上必要な報告を乙に求めることができる。

（業務態度）

第7条 乙は業務の実施に当たり、甲に支障を与えないよう、常に善良なる管理者の注意を以て、誠実に管理物件の維持保存運営を成するよう努力する。

（管理経費支出に関する責任）

第8条 乙は業務管理上、必要とする甲の支出にかかる諸経費は、合理的に最小限度に止めるように万全の配慮工夫をなすとともに、あらかじめ支出見積を甲に提出し承認を得ること。

(業務従事者)

第9条 乙は派遣する従事者の資質、健康、風紀および業務規律の維持に一切の責任を負うものとする。

(賠償責任事項)

第10条 乙が業務を遂行する際に、乙の故意または重大な過失によって次の事項が発生したときは、乙は責任をもってその処理、解決に当たるものとする。

(1) 甲または甲の職員あるいは第三者の生命、財産に損害を与えたとき。

(2) 甲の職員または第三者との間に紛議を生じたとき。

また、業務に際して甲の責に帰すべき事由により、乙または乙の従事者が損害を被った場合は甲はその賠償の責を負うものとする。

(機密保持)

第11条 乙または乙の従事者は業務に当たり、知ることのできた甲の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(備品の使用)

第12条 乙は甲の承認を得て、甲所有の備品、器具を当業務で保管、使用できる。ただし、これらの備品を亡失、破損した場合は、賠償しなければならない。

(工具、消耗品の負担)

第13条 乙が業務を行うに際して必要となる各種資材、消耗品ならびに工具類は甲が提供するものとする。ただし、別添仕様書により特に甲、乙協議のうえ定める場合はこの限りではない。

(解約条項)

第14条 甲、乙双方のいずれか一方が本契約の期間中に本契約を解除しようとする場合は3ヶ月前にそれぞれ相手方に文書をもって予告するものとする。

(契約の解除)

第15条 甲は乙が次の各号に該当するときは契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 正当な理由なく甲または甲の指定する職員の指示に従わないとき。

(3) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、そのほか経営に実質的に関与しているものをいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

(4) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(不当介入に関する通報・報告)

第16条 乙は、本契約に関して、自らが暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(定めのない事項)

第17条 この契約に定めのない事項、または契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲、乙協議してこれを定めるものとする。

(消費税率の改定に伴う留意事項)

第18条 この契約において、契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議して、改正後の税率により定めるものとする。

上記契約に締結を証すため、この契約書2通を作成し当事者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 沖縄県石垣市字川平828-2
沖縄県水産海洋技術センター石垣支所
支 所 長 木 村 基 文

乙